

伊予市観光協会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の観光の振興を図るため、伊予市観光協会（以下「観光協会」という。）が実施する観光振興のための事業及び観光協会の運営に要する経費に対し、伊予市観光協会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 観光協会の運営に関する経費
- (2) 観光情報の収集及び提供に関する経費
- (3) 観光イベントの実施に関する経費
- (4) その他観光事業の推進に関する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算で定める額とする。

(交付申請)

第4条 観光協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の申請があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により観光協会に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 観光協会は、事業の完了後速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に事業の実績を報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業収支決算書（様式第6号）
- (3) その他市長において必要と認めた書類

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第7号）により観光協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 観光協会は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第5条に規定する補助金の交付の決定をした後において、補助金の全部又は一部を概算をもって交付することができる。

3 観光協会は、前項の規定により補助金を概算払により受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

4 観光協会は、前項の規定により補助金を概算払により受けたときは、第6条に規定する書類を提出した日から10日以内に補助金の精算をしなければならない。

5 市長は、第1項又は第3項に定める請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 観光協会は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監査)

第10条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、観光協会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第12条 観光協会は、補助事業に係る収入、支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

伊予市観光協会事業費補助金交付申請書

伊予市長

様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

年度において、伊予市観光協会事業を次のとおり実施したいので、伊予市観光協会事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 総 事 業 費 ¥ _____

2 補 助 金 申 請 額 ¥ _____

3 添 付 書 類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

伊予市観光協会事業実施計画書

実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の内容	

様式第3号（第4条関係）

伊予市観光協会事業収支予算書

（単位：円）

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	予算額	備 考	科 目	予算額	備 考

伊予市指令 第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市観光協会事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伊予市観光協会事業については、
下記のとおり補助金を交付することとしたので、伊予市観光協会事業費補助金交付要綱第5
条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業費 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付条件
 - 1) この補助金は、事業の目的以外に使用してはならないこと。
 - 2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認、又は指示を受けること。
 - ア 事業内容を変更するとき。ただし、市長が認める軽微な変更は除く。
 - イ 予定の期間内に事業が完了しないとき、又はその実施が困難となったとき。
 - 3) 要綱又は補助金の交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は一部変更し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求める場合があること。
 - 4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に関係書類を検査させ、又は事業の執行状況を実地に検査させることがあること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

伊予市観光協会事業実績報告書

伊予市長 様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

伊予市観光協会事業を完了したので事業実績報告をします。

記

実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所 及び 事業内容	
事業効果	

様式第7号（第7条関係）

伊（産）第10812号

平成21年3月31日

伊予市観光協会

会長 石田 美多嘉 様

伊予市長 中村 佑 印

伊予市観光協会事業費補助金の額の確定通知書

平成21年3月31日付け伊観発5号で実績報告のあった平成20年度伊予市観光協会事業については、審査の結果、適当と認めたので、伊予市観光協会事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の額を確定したので通知します。

補助金の確定額 金13,769,000円

年 月 日

伊予市長 様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

伊予市観光協会事業費補助金交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた伊予市観光協会事業について、次のとおり伊予市観光協会事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により補助金の交付を請求します。

1 事業名

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()

年 月 日

伊予市長 様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

伊予市観光協会事業費補助金概算払い請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた伊予市観光協会事業について、次のとおり伊予市観光協会事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により補助金の概算払いを請求します。

1 事業名

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()